

松浦市監査委員公表第7号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月22日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置通知書

農林課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.収入事務</p> <p>【指摘事項】 法定外公共物占用料において、算定を誤り、占用料を過少徴収しているものがあった。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、松浦市法定外公共物管理条例第14条及び松浦市道路占用料徴収条例第2条の規定については認識しておりましたが、適用物件を誤っておりました。差額分を算定し、申請者へ対し追加請求を行いました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>2.支出事務</p> <p>【指摘事項】 ア 市外出張において、5時間を超えない出張であるにもかかわらず、旅行諸費を支出しているものがあった。松浦市職員等の旅費に関する条例第17条及び同条例の運用規程第5条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、松浦市職員等の旅費に関する条例第17条及び同条例の運用規程第5条の規定について認識しておりましたが、帰着時間を誤記いたしておりました。原本(会計課保管)の訂正、及び控えの差替えを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 委員等の住所を有する区域の起点が志佐地区であるにもかかわらず、起点を上志佐地区とし、実費弁償を支出しているものがあった。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、再度算定し戻入処理を行いました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 時間外勤務命令簿(控)において、計算を誤り、時間外勤務手当を過支給しているものがあった。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、算定誤りにより過支給しておりましたので、原本(人事係保管)の訂正、控えの差替え及び返納処理の手続きを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>
<p>3.契約事務</p> <p>【指導事項】 随意契約としている委託契約のうち、実施伺に1者随意契約とする財務規則上の根拠規定等が記載されていないものがあった。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、松浦市財務規則による根拠規定の記載が漏れていました。地方自治法施行令の規定文に加え、財務規則上の根拠規定を追記しました。</p>
<p>4.財産管理事務</p> <p>【指摘事項】 ア 新規の行政財産目的外使用許可申請において、許可の起案の際、根拠規定の記載がなく、市長の決裁も受けていなかった。松浦市財務規則第109条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>今回の案件につきましては、松浦市事務決裁規程第24条(農林課長の専決事項)の規程を適用するものと誤認してしまい、課長決裁としておりました。改めて松浦市財務規則第109条に基づき、市長決裁を受けております。今後は適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 前回の定期監査の際に指摘をしていた公有財産の未登記解消の件について、改善措置報告において「未登記となっている原因等の状況を調査し、登記の可否を含めて改善計画を検討します」との回答があり、原因等の状況調査は行われていたが、登記の可否を含めた改善計画が作成されていなかった。早急に取り組まれない。</p>	<p>公有財産の未登記物件につきましては、ほとんどが数次相続が発生している案件であり、法定相続人の戸籍調査等に相当の費用と人員を要します。そのため、民法第162条第1項の取得時効の援用も念頭に置き、農林行政担当課長会等の会議の中で県内各市町の状況を確認のうえ改善計画を策定し、未登記解消に取り組みます。</p>

措置通知書

農林課

指摘等を受けた事項	措置状況
5.庶務・文書管理事務 【指摘事項】 ア 週休日に市外へ出張した際の時間外勤務(振替)命令簿への記載がないにもかかわらず、振替休日を取得しているものがあつた。	ご指摘の件につきましては、原本(人事係保管)への追記、及び控えの差替えを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
イ 課長の市外出張命令において、副市長の決裁を受けていないものがあつた。松浦市事務決裁規程に基づき処理されたい。	ご指摘の件につきましては、原本(会計課保管)にて副市長決裁を受け、控えの差替えを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
【指導事項】 ア 文書件名簿において、文書番号第610号及び第854号がそれぞれ2件ずつ存在した。	ご指摘の件につきましては、今後は事前に番号を記載する形で処理するようにいたします。
イ 文書件名簿において、収受日が前後して登載されているものが多数あつた。	ご指摘の件につきましては、今後は松浦市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。
ウ 文書発送簿の様式が、松浦市文書管理規程様式第9号(第36条関係)で規定されている様式と異なるものを使用していた。	ご指摘の件につきましては、今後は松浦市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。